

所得税

キャピタルゲイン税と凍結効果(Lock-in effect) (積み残し)

実現されたキャピタルゲインに課税するため、長期保有が有利になる
0期に株を購入、株価は1期に $1+g_1$ 、2期に $(1+g_1)(1+g_2)$ 倍に
実現されたキャピタルゲインに課税(税率 t)

税引き後収益率

1期に売却し、他の資産(収益率 r)で運用した場合

$$[1+(1-t)g_1][1+(1-t)r]$$
$$=(1+g_1)(1+r)-t[[1+(1-t)r]g_1+(1+g_1)r]$$

2期に売却した場合

$$(1+g_1)(1+g_2)-t[(1+g_1)(1+g_2)-1]$$
$$=(1+g_1)(1+g_2)-t[g_1+(1+g_1)g_2]$$

$g_2 < r$ でも株を保有しようとする

保有期間に中立的なキャピタルゲイン税

- (1) 未実現のキャピタルゲインに課税する
- (2) 実現時に、1期のキャピタルゲインは利子をつけて徴収

財政学・第18回

1

補償労働供給の賃金弾力性の求め方 (積み残し)

消費者の予算制約式は、

$$C+(1-t)wL=(1-t)w+m=y$$

C 消費 t 所得税率 w 賃金 L 余暇 m その他所得

スルツキー方程式を変形

$$\frac{\partial L}{\partial w} = \left(\frac{\partial L}{\partial w} \right)_{du=0} + (L-1) \frac{\partial L}{\partial y}, \quad H \equiv 1-L$$

$$\frac{\partial H}{\partial w} = \left(\frac{\partial H}{\partial w} \right)_{du=0} + H \frac{\partial H}{\partial y}$$

$$\frac{w}{H} \frac{\partial H}{\partial w} = \frac{w}{H} \left(\frac{\partial H}{\partial w} \right)_{du=0} + \frac{\partial(wH)}{\partial m}$$

財政学・第18回

2

労働供給の賃金弾力性の実証研究(米国)

市場のデータを用いた分析(回帰分析)

労働時間 = $a + b \cdot \text{賃金率} + c \cdot \text{その他の所得} + d \cdot \text{その他の変数}$

社会実験による分析

結果

既婚男子の労働供給は賃金率にあまり反応しない(日本では研究なし)

補償された労働供給の弾力性も小さいと思われる(ただし異論もある)

既婚女子の弾力性は大きい(推定が難しい)

就業の意思決定は労働時間よりも賃金に弾力的に反応する

所得税の仕組み

所得を10分類

利子, 配当, 事業, 不動産, 給与, 退職, 譲渡, 山林, 一時, 雑

所得の計算 収入金額 - 必要経費

合算して課税(総合課税) ただし, 一部の所得は分離課税

税額の計算

税額 = 税率 × (所得 - 所得控除) - 税額控除

所得控除と税額控除の違い

10万円の所得控除の税額減少分は限界税率に比例(高所得者ほど税額が大きく減少)

税額控除は所得水準にかかわらず税額を減少

人的控除

- 1 基礎・配偶者・扶養 38万円(住民税33万円)
(70歳以上の配偶者・扶養親族・10万円増, 16-22歳の扶養家族・25万円増)
 - 2 配偶者特別
 - 3 障害者, 勤労学生, 寡婦, 寡夫
- 社会保険料控除

米国では, 人的控除は高額所得者では消失

税率(所得税, 住民税)

0-300万円	10%	0-200万円	5%
300-900万円	20%	200-700万円	10%
900-1800万円	30%	700万円以上	13%
1800万円-	37%		

パート労働者と税制

単身者

給与所得103万円まで非課税(基礎控除38万円, 給与所得控除65万円)

配偶者(配偶者特別控除がない場合)

給与所得103万円まで非課税+配偶者の配偶者控除38万円

給与所得103万円を超えると, 配偶者控除が突然消失

「103万円の壁」(収入を103万円以内に抑えるよう就業時間を選択)

配偶者(配偶者特別控除がある場合)

給与所得65万円まで非課税+配偶者の配偶者控除・配偶者特別控除38万円

給与所得65万円-103万円まで, 配偶者の限界税率に直面

給与所得103万円-141万円まで, 配偶者の限界税率+本人の限界税率に直面

給与所得130万円を超えると, 社会保険料負担(厚生年金・月収の17.35%, 政管健保・月収の8.5%)

Mankiwの10原理#4 人々はインセンティブに反応する

パート税制の皮肉

パートの主婦への援助が逆に主婦をパート就業に閉じ込める

他の例: 単身赴任減税, 生活保護, 在職老齢年金

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(2002年6月, 政府税制調査会)

人的控除の簡素化・集約化

1 基礎控除, 配偶者控除, 扶養控除に簡素化, 集約化

2 障害者控除は存置

人的控除の基本構造の更なる見直しの考え方

1 基礎控除, 配偶者控除, 扶養控除の3つの人的控除で構成する

2 配偶者控除を廃止するとともに, 扶養控除については児童及び高齢の親族のみを対象を限定する

3 配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方, 児童の不要について税額控除制度を設ける

年金生活者の所得税

公的年金等控除

最低保障額 140万円, 定額控除 100万円+定率控除(定額控除後の所得)

老年者控除 50万円

基礎控除

65歳以上の夫婦の課税最低限 334万6000円

年金生活者のほとんどは非課税

私的貯蓄との比較

公的年金 貯蓄時非課税 給付時非課税

私的貯蓄 貯蓄時課税 給付時課税

適格資産方式として私的貯蓄と整合性をとるならば, 公的年金等控除は必要ない

年金を支給して税金をとる?